

議員提出議案第 1 号

綾瀬市議会の議決すべき事件を定める条例

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条及び綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 7 日提出

綾瀬市議会議長 松 澤 堅 二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青 柳	愼
賛成者	同	井 上	賢 二
同	同	武 藤	俊 宏
同	同	内 山	恵 子
同	同	齊 藤	慶 吾
同	同	安 藤	多 恵子
同	同	上 田	博 之
同	同	笠 間	昇

綾瀬市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、綾瀬市議会(次条において「議会」という。)の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、綾瀬市自治基本条例(平成22年綾瀬市条例第3号)に規定する総合計画のうち、市政運営の基本となる基本構想の策定、変更又は廃止に関する事項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会の議決すべき事件を定めるため、条例を制定いたしたく提案するものであります。